

## 目次

教育長訓令	
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	1
○教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令	1
告示	
○平成32年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日について	2
○平成32年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日について	2
○平成32年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日について	2
○道指定無形民俗文化財の指定について	2
○公益信託岩澤ゑい癌研究助成基金の終了について	3
○公益信託小野がん研究助成基金の終了について	3

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年 3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共和の項、滝上の項及び新得の項を削り、同表幕別の項の次に次のように加える。

幕別清陵	幕清高
------	-----

別表第1 根室西の項を削る。

別表第3 函館五稜郭支援の項の次に次のように加える。

函館高等支援	函高支
--------	-----

別表第3 中「中標津高等養護 中標高養」

を「中標津支援 中標支」に改める。

### 附 則

この教育長訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

### 北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年 3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式その1 教示の3の事項中「第229条第4項」を「第229条第5項」に改める。

**附 則**

この教育長訓令は、平成31年3月19日から施行する。

**告 示****北海道教育委員会告示第11号**

平成32年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成31年3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

- 1 学 力 検 査 日 平成32年3月4日（水）
- 2 推 薦 入 学 面 接 日 平成32年2月13日（木）
- 3 合 格 発 表 日 平成32年3月17日（火）

**北海道教育委員会告示第12号**

平成32年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成32年1月11日（土曜日）とする。

平成31年3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

**北海道教育委員会告示第13号**

平成32年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成31年3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

- 1 選考検査日
  - (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
平成32年1月28日（火）
  - (2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
平成32年1月24日（金）
  - (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
平成32年1月27日（月）
  - (4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
平成32年1月27日（月）。ただし、北海道岩見沢高等養護学校にあっては、平成32年1月28日（火）
  - (5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
平成32年1月27日（月）
- 2 合格発表日  
平成32年2月12日（水）

**北海道教育委員会告示第14号**

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第26条第1項の規定により、別記の無形民俗文化財を北海道の無形民俗文化財に指定した。

平成31年3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

**別記**

- 1 種 別 無形民俗文化財（風俗慣習）
- 2 名 称 姥神大神宮渡御祭
- 3 指定年月日 平成31年3月19日
- 4 所 在 地 檜山郡江差町
- 5 保 護 団 体 姥神大神宮祭典協賛実行委員会
- 6 指定の事由
  - (1) 指定基準  
北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第53条及び別表第6道指定無形民俗文化財指定基準
    - 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの  
(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (2) 指定理由

姥神大神宮渡御祭は、檜山郡江差町において、同町に所在する姥神大神宮の祭礼として伝承されてきたもので、神輿渡御に山車が供奉して町内を巡行する形態をとっている。

正確な始期は不明であるが、祭礼資料や記録から、遅くとも江戸時代中期の18世紀中頃には神輿渡御と山車供奉が行われていたと推測することができる。

神社の祭礼に際して行われる曳山行事（山車祭り）は、北海道南部を中心に道内各地で行われているが、姥神大神宮渡御祭は様々な資料を基にして歴史的に遡ることができるとともに、由来、内容等において地域的特色も豊かであり、本道における典型的な風俗慣習として、その在り方や変遷を理解する上で特に重要なものである。

#### 北海道教育委員会告示第15号

次の公益信託の終了の報告は、旧信託法（大正11年4月21日法律第62号）第67条の規定に基づき、受理した。

平成31年3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

- 1 公益信託の名称  
公益信託岩澤ゑい癌研究助成基金
- 2 終了の理由  
旧信託法第56条（信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ）
- 3 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 4 終了年月日  
平成31年2月15日

#### 北海道教育委員会告示第16号

次の公益信託の終了の報告は、旧信託法（大正11年4月21日法律第62号）第67条の規定に基づき、受理した。

平成31年3月19日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

- 1 公益信託の名称  
公益信託小野がん研究助成基金
- 2 終了の理由  
旧信託法第56条（信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ）
- 3 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 4 終了年月日  
平成31年2月15日

